五	特定旧措置入所者以外の者であって、次のいずれかに該当するもの		
	イ　施行規則第百七十二条の二において準用する施行規則第八十三条の五第一号に掲げる者であって、国民年金法等の一部を改正する法律（昭和六十年法律第三十四号）附則第三十二条第一項の規定によりなお従前の例によるものとされ同法第一条の規定による改正前の国民年金法（昭和三十四年法律第百四十一号）に基づく老齢福祉年金（その全額につき支給が停止されているものを除く。）の受給権を有するもの（以下「老齢福祉年金受給者」という。）	（略）	（略）
	ロ　施行規則第百七十二条の二において準用する施行規則第八十三条の五第二号に掲げる者であって、居住費の特定負担限度額がこの項の下欄に掲げる額であったとすれば保護を必要としない状態となるもの（一の項ロ及び三の項ロに掲げる者を除く。）	ユニット型個室的多床室	一日につき四百九十円
	ハ　施行規則第百七十二条の二において準用する施行規則第八十三条の五第三号に掲げる者	（略）	（略）
六	特定旧措置入所者であって、次のいずれかに該当するもの		
	イ　施行規則第百七十二条の二において準用する施行規則第八十三条の五第一号に掲げる者であって、老齢福祉年金受給者又はこれに準ずると認められるもの	ユニット型個室的多床室	一日につき零円
		従来型個室	
		多床室	

五	特定旧措置入所者以外の者であって、次のいずれかに該当するもの		
	イ　施行規則第百七十二条の二において準用する施行規則第八十三条の五第一号に掲げる者であって、国民年金法等の一部を改正する法律（昭和六十年法律第三十四号）附則第三十二条第一項の規定によりなお従前の例によるものとされ同法第一条の規定による改正前の国民年金法（昭和三十四年法律第百四十一号）に基づく老齢福祉年金（その全額につき支給が停止されているものを除く。）の受給権を有するもの（以下「老齢福祉年金受給者」という。）	（略）	（略）
	ロ　施行規則第百七十二条の二において準用する施行規則第八十三条の五第二号に掲げる者であって、居住費の特定負担限度額がこの項の下欄に掲げる額であったとすれば保護を必要としない状態となるもの（一の項ロ及び三の項ロに掲げる者を除く。）	ユニット型準個室	一日につき四百九十円
	ハ　施行規則第百七十二条の二において準用する施行規則第八十三条の五第三号に掲げる者	（略）	（略）
六	特定旧措置入所者であって、次のいずれかに該当するもの		
	イ　施行規則第百七十二条の二において準用する施行規則第八十三条の五第一号に掲げる者であって、老齢福祉年金受給者又はこれに準ずると認められるもの	ユニット型準個室	一日につき零円
		従来型個室	
		多床室	